

2014年10月23日
郵政ユニオン 交第5号

日本郵政株式会社
取締役兼代表執行役社長
西室 泰三 殿

郵政産業労働者ユニオン
中央執行委員長 日巻 直映

国民のための郵政事業の確立と発展をめざす第二次要求書

日本郵政グループ各社は、国民の共有財産である。郵政民営化の目的については、改正郵政民営化法の中で「株式会社に的確に郵政事業の経営を行わせるための改革」との位置づけがなされている。郵政事業とは、郵便のみならず、貯金、保険の3事業であり、3事業のユニバーサルサービスの義務をしっかりと果たすことが郵政民営化の目的である。日本郵政や金融2社の株式処分については、かかる郵政民営化の目的に反するものであってはならずユニバーサルサービスを提供する義務を全うできる株式処分のあり方が検討されなければならない。しかし、去る6月5日、財務省・財政審において「日本郵政株式会社の株式の処分について」の答申が取りまとめられ財務大臣に答申がなされているが上記の問題意識が希薄であり、株式処分の技術論が先行している点に重大な懸念を抱かざるをえない。

また、日本郵政の株式処分が、NTT株に象徴されるように一時期のムードが先行し処分を進めたものの結果として国民多数に資産の低減を招くような事態はあってはならない。会社として、しっかりした情報公開、説明責任、中期あるいは長期的な経営の見通しを示して行くことが求められていることはいままでもない。

日本郵政グループ各社は、9月半ば以降、「日本郵政株式会社の株式上場について」の社員周知を行っている。しかしながら、その内容は、株式上場の目的や意義のみが強調され、デメリット部分についての言及は一切なされておらず説明責任がはたさえていないと言いはない。このような状況にあつて国民のための郵政事業を守り、発展させる立場から以下の要求を提出するので早急に回答されたい。

記

- 1 財務省は、6月5日財政制度等審議会国有財産分科会を開催し、日本郵政株式会社の株式の処分について」を答申した。答申を受け現時点で日本郵政の準備状況及び今後のスケジュールを明らかにすること

- 2 日本郵政従業員持株会について周知されている。現時点での加入者数（正規と非正規別）と拠出額について説明すること。また、今後の加入勧奨についての進め方について説明すること
- 3 事務委託先の大和証券SMB Cについては選定過程において個別面談で契約されている。どのような経過で選定されているか説明すること
- 4 答申」では、金融2社の株式の処分に関して、「金融2社株式の売却のあり方が日本郵政の株式価値の毀損につながることにならないよう、主幹事証券会社等の専門的立場からの意見を参考としつつ、政府及び日本郵政は適正に対応すべきである。」とされている。主幹事証券会社からの参考意見の範囲について明確にすること。また、金融2社の処分について日本郵政としての考え方について説明すること
- 5 また、先の「答申」では、「国民への説明責任を十全にはたすとともに、市場における透明性を確保すること」とされているが、どの時点でどのような方法で説明責任を果たすのか明らかにすること
- 6 株式上場は、株主の最大利益を確保するために短期的な利益を求める事業経営が求められる。内外の機関投資家などが経営の主導権を握ると重大な経営方針の変更や人事権が支配も懸念される。郵政事業は、地域利用者によって支えられ多くの利害関係者（ステークホルダー）を抱えている。従って、広く国民が所有できることは当然であり、地方公共団体等への第3者割り当てなども検討される必要があると考えるが会社の見解を明らかにすること。また、会社として外国資本の支配権確立に対する防止策について見解を示すこと
- 7 金融2社の株式を100%処分してしまうと、金融2社にはユニバーサルサービス提供義務はなく地方や過疎地の郵便局からの撤退は避けられない。郵便局ネットワークの崩壊は、郵便ユニバーサルサービスの崩壊に直結する。金融2社の株式については処分を凍結すること
- 8 日本郵政グループ各社の経営目標が中期経営計画の中で示されている。今日の世界的な郵便利用動向、「アベノミクス」による国債の大量発行、消費税の増税による経済環境への悪影響などからして厳しい経営状況が続く可能性もある。さらに、TPP参加によって金融2社の新規業務、業務拡大は一段と困難になっていく可能性もある。今日の経営を取り巻く状況からして株式上場が可能な状況にないと考えられる。会社として中期的な経営状況の見通しについて明らかにすること

以上